

ハワイアンの主権回復運動

高木（北山）真理子

1 はじめに

「民主化」の波にのって、世界各地で、これまで連邦国に内包されていた少数民族の独立運動がめだっている。ソビエト連邦解体やユーゴスラビアの問題は世界の人々の目を引き付け、多民族がひとつの国家をつくることの難しさをあらためて考えさせている。

いわゆる多民族国家では、ユーゴスラビアのような武力衝突にまで至らなくとも、国内に居住するエスニックグループ間での反目が見られる。異なる言語・文化背景を持ち、異なる宗教を信じる人々が、同一の国内で生活を営んでいくのであるから、全く対立を起ささないほうがおかしいのかもしれない。

今日の世界の主導国であるアメリカ合衆国もまた、多民族国家である。アメリカは世界の縮図といわれ、多数のエスニックグループが混在しており、まさに移民の国なのである。アメリカ国家においては、続々と入国してくる移民が、一日もはやくアメリカ社会に慣れ、アメリカ的生活様式に順応することが肝要であった。アメリカナイゼーション（アメリカ化）は移民を吸収する国家の国是といえるものであった。

アメリカが多くの移民を受け入れたのは、19世紀前半から20世紀初頭にかけてである。これは、アメリカが国土を拡大し、国力を増大していった時期である。多くの移民を受け入れた結果、アメリカ内に多種のエスニックグループが存在することになった。だが、ここで留意した

いのは、フロンティア運動で西へと追いやられていったアメリカン・インディアンと呼ばれたネイティブの人々（以後、ネイティブ・アメリカンと呼ぶ）や、アメリカに国土併合されることでアメリカ人にさせられたメキシコ人の一部や、ハワイアン（ハワイ原住民）の存在である。彼らは自発的に来た移民とは根本的に違う。彼らの中には程度の差はあるが、アメリカナイゼーション政策に迎合することなくあくまでも自らの文化を固持する傾向が強かった。特にネイティブ・アメリカンとハワイアンは、彼らの国全体がアメリカの一部になってしまったので、自分の言語・文化を守るためには、もともと自分のものであったアメリカ国土の上に、自分の文化圏をつくる以外なかった。しかしアメリカナイゼーション政策の強かった時期、彼らの独自文化伝承の傾向は抑圧され、ネイティブ・アメリカンやハワイアンの言語、宗教は絶滅の危機にあった。60年代の公民権運動をきっかけとして、その後2、30年間にやっと過去の政策の極端さが反省され、それぞれのエスニック文化を尊重すべきという概念が人々の間に生れた。どのエスニック・グループも自らの過去に興味を示し、エスニック・アイデンティティが強まった。ハワイアンに対しても、彼らの文化伝承が承認され、死語に近いハワイ語を生き返らせようという運動も始まったのである。

さて、小稿では、このあまり馴染みの無いハワイアンに注目したい。現在純粹にハワイアンの血を受け継いでいる人々は大変少なく、8000人程しかいないといわれる。だが、ハワイアン

の血を少しでも持っているパートハワイアン (Part-Hawaiian) を加えれば、20万人余りになる。平和なリゾートの島というイメージを持つハワイからは、想像もつかないかもしれないが、実はこのハワイアンの中に、アメリカによって奪われたハワイアンの主権を回復しようという運動が長いこと続いているのである。彼らは何を求めてきたのだろうか。ハワイアンにはどんな種類の運動があるのだろうか。彼らの運動の根拠は何なのだろうか。また、ハワイはアメリカの50州のなかでもアジア方面からの移民が多く独特のエスニック構成を持っているが、このような州の中で、現在ハワイアンはどんな社会的地位をしめているのだろうか。

「民主化」が叫ばれる中で、ハワイアンの立場に立つのであれば、彼らの「国」の主権回復もまた「民主化」の一部といえるというのは言い過ぎだろうか。ハワイアンの主権運動は、確かにハワイ州の中での地域的な政治運動の域を出ないのかもしれないが、日本にとっては深い関係のあるハワイの、いまひとつの「現実」として、ハワイアン主権回復運動を見ていきたいと思う。

まず、次章ではハワイという、アメリカ西海岸から3千マイルも離れた島々がいかにしてアメリカに併合されることになったのか、ハワイ併合の歴史をハワイアンの目から見ることによって、ハワイアンの運動の根拠を探っていきたい。

2 アメリカによるハワイ併合 ——ハワイアンの視点

ハワイは太平洋の真中に位置し、アメリカの一部としては本土と隔絶した場所にある。ハワイのアメリカへの併合は、ハワイ王国が、不幸なことに、マニフェスト・デスティニーの目標を西海岸からアジア・太平洋方面に広げ、進出をねらっていたアメリカにとって、好都合な位置にあったことに起因している。アメリカがハワイを併合したのは1898年であった。米西戦争の結果、この年、アメリカはプエルト・リコ、

フィリピン、グアムを米領土として獲得している。この戦争勃発後に、アメリカは、太平洋方面への足掛かりとして、まずハワイを併合するのである。だが、このハワイ併合はその時突如行なわれたものではなく、実は非常に複雑な経過を辿っていたのである。西欧諸国との関係を中心に、ハワイ王国の歩みを大まかに追ってみよう。

ハワイがカメハメハ1世 (1795~1819) によって統一され、ハワイ王国となったのは1795年のことであった。それをさかのぼること約30年、1778年、ジェームス・クック (James Cook) によってハワイは西欧世界に紹介された。クックのハワイ「発見」後、ハワイには多数の外国人が立ち寄り、カメハメハ大王も3人の外国人を顧問として重用している。しかし、ハワイ王国が外国人の大きな影響を受けるようになったのは、1820年にアメリカのプロテスタント・ミッションが訪れてからである。大王の死後、その王子がカメハメハ2世 (1819~1824)、3世 (1825~1854) として次々と王位についた。この頃から、キリスト教の宣教師としてやってきたはずのアメリカ人が、王族に政治顧問として請われ、ハワイの政治に参加するようになっていった。例えば、1840年にハワイは初の成文憲法を公布し、立憲君主国家となったが、この時の憲法を起草したのは、ウィリアム・リチャーズ (William Richards) という宣教師だった。この憲法は英語のみで書かれ、そこに見られる政治形態はアメリカとイギリスのそれを模したものであった。ごく初期からの王国政府への英米の影響が伺われよう。

カメハメハ1世、2世の統治時代、ハワイ諸島はアメリカ西海岸とアジアの間を行き来する毛皮貿易船の燃料、食料補給地として、多くの貿易商の集まる場所となった。また、中国人からの需要の高かった白檀がハワイの森林地帯で見つかり、白檀貿易も貿易商の注目を集めた。ハワイのアリイ (Alii, 首長)⁽¹⁾たちは、アメリカの奢侈品⁽²⁾を白檀と交換に手に入れようとした。このため、白檀の伐採は急激に進み、その労働にかりだされたハワイアンには、過重労働から死亡者があいついだ。⁽³⁾1830年までには、

極端な伐採作業のせいで、白檀の森は全く消滅したという。だが、貿易商にとって幸いなことにも、この頃から、ハワイ沖での捕鯨業が盛んになったのである。捕鯨船にとってハワイは格好の寄港地として必要とされた。⁽⁴⁾1840年代から1850年代は、捕鯨業が隆盛を極め、ホノルル港を中心にハワイは変貌を遂げたのである。⁽⁵⁾このような欧米の貿易商との関係のなかで、ハワイアンは物々交換を基本とした自給自足の経済体制は、貨幣経済の影響を否応なく受けることになった。ハワイアンにとって貨幣で売買することは全く新しい概念であり、ハワイアンの上流階級である王族や首長たちでさえ、白檀貿易が盛んな間は、一定の重さの白檀と欲しいものを物々交換していたのであった。

カメハメハ大王の直系の血族の後継者は、カメハメハ4世(1854~1863)、5世(1863~1872)までで途絶え、その後を継いだルナリロ王は、たった1年間統治しただけで1874年に亡くなった。これらの王の統治期間にハワイに砂糖産業が登場し、短期間でハワイの経済を牛耳るようになった。特に、アメリカのミッシヨナリーの子孫にあたる商人が、砂糖産業経営に転じていった。ハワイの砂糖産業は、水と気候に恵まれた大きなプランテーションで多数の労働者を安く使っていた。⁽⁶⁾アメリカで南北戦争が起こると、ハワイの砂糖はアメリカの市場で歓迎された。その後、ハワイの砂糖はアメリカの市場にますます依存するようになっていき、砂糖プランターは、ハワイ王国とアメリカ合衆国との間の関税障壁がなくなることを望むようになっていった。

非常に人望があったルナリロ王の死後、王位を継いだのは、ハワイ島のアリイ（首長）の末裔であるデイヴィット・カラカウアであった。1876年、カラカウア王は、長い間砂糖プランターが熱望していたアメリカとの互惠条約に調印し、晴れてハワイの砂糖は関税なしで、アメリカ市場に流入するようになった。しかし、この結果ハワイの経済は完全にアメリカ経済の一衛星的存在になってしまったのである。アメリカ市場なしではハワイの砂糖業は成り立たず、ハワイの経済は砂糖なしでは成り立たなかったか

らである。こうして、ハワイ王国の将来は、砂糖産業の将来と同一視され、ハワイの政治さえも、砂糖産業を握る少数の権力者の手に握られてしまうのである。この少数権力者は、1、2世代前からハワイに住むようになった白人で、一般ハワイアンから見ればよそ者であるが、この彼らがハワイを新しくつくっていくのは自分たちだと信じ、行動するようになったのである。

カラカウア王は、ルナリロ王と違い、それほど一般ハワイアンからの人気も高くはなかった。そのカラカウアが王位についたのは、ルナリロ王が後継者を決めぬまま亡くなったので、カメハメハ4世の王妃であったエンマ女王とカラカウアの2人が候補となり、議会の投票で決定したのである。しかし、エンマ女王のほうがハワイアンの中で人気があったため、この議会決定に不満の分子が議場を暴れまわり、イギリスとアメリカの軍隊が出動する騒ぎとなったほどであった。カラカウアが選ばれたのは、砂糖関係の有力者が彼を推したからであった。

親米の白人有力者の後押しがあったカラカウア王だったが、ハワイアンの文化の再生を望んだり、豪華なイオラニ宮殿を建立したことで、新しいハワイのリーダーを自認する白人権力者の反感を買うようになった。さらに、アヘンの取締のために、一部商人から賄賂を受け取ったことがきっかけで、1887年、王は、白人の政府役人の望みどおり、王の権力を大幅に削減する憲法発布に同意せざるをえなくなった。王は武力で脅迫されて否応なくこの憲法改正をさせられたので、この時の憲法を銃剣憲法（Bayonet Constitution）と呼んでいる。

その後、カラカウア王は1891年1月に旅行中に亡くなり、妹のリリウオカラニが王位を継いだ。ハワイアンのためのハワイを目指す女王は、銃剣憲法によって制限されている王権を元通り回復しようと憲法改正を試みた。この当時ハワイ政府の内部には、安全委員会（Committee of Safety）と称する親米的な少数白人権力者からなる組織⁽⁷⁾があり、女王が1887年憲法（銃剣憲法）を改正するなら女王の政府にかわる新政府を成立させようと企てていた。彼らは、新政府設立後即座にアメリカがハワイを併合してくれ

ることを画策していたのである。

1893年1月14日から17日はハワイにとって重大な4日間であった。14日、女王の新憲法発布の実施を遅らせるように政府役人の一部メンバーが女王に勧めた。アメリカ合衆国からの全権大使であるハワイ駐在のジョン・スティーブンス (John Stevens) は、従来から、ハワイをアメリカの領土にすることに極めて熱心であった。15日、スティーブンスは安全委員会のメンバーに対し、いかなる政府であっても新しく設立される政府をハワイの正統な政府として承認することを約束していた。また、要請さえあれば、ホノルルに停泊中のアメリカ戦艦USS BOSTONの乗組員を上陸させる用意があることも伝えてあった。

16日、女王の政府側も、安全委員会側もそれぞれ会議を開いた。そして、その日のうちに、安全委員会はスティーブンスにアメリカの軍隊の上陸を依頼した⁽⁸⁾のである。軍隊は、アメリカ大使館以外に、安全委員会のメンバーの集合している建物を囲み、女王側の兵士から安全委員会を防衛した。もちろん、女王政府側の役人はスティーブンスに対して米軍のこの行動に関する抗議を申し入れたが、スティーブンスが女王政府ではなく安全委員会と結託していることが明らかになっただけだった。

17日、女王政府側は、スティーブンスの率いるアメリカ軍の威力を鑑み、この件に関しては、無抵抗であることを決定した。しかし同日、安全委員会はハワイの臨時政府の設立を宣言してしまった。女王政府の役人はスティーブンスに助力を求めたが、もちろん無駄であった。スティーブンスは、自分が新しい臨時政府を既に承認したことを女王側に告げ、もはや女王を支配者として認めていないことを示唆した。夕方、女王は臨時政府に降伏すると告げたのだった。

しかし、この時リリウオカラニは女王としての抗議文を臨時政府に送っている。その中で、臨時政府を設立したと言明している者によって、ハワイの合法的政府と女王自身に対して行なわれた全ての行為に、女王は強く抗議する。さらに、自分はアメリカの強力な軍事力に対して屈伏するのであると述べる。そして最後に、いつ

かアメリカ政府が、ハワイにおける合衆国の代表者が行なったことを正し、自分を正当なハワイ政府の主権者と認める時が来ると訴えている。

ちょうど1893年にアメリカ大統領に就任したばかりであったクリーブランド (Grover Cleveland) は、この転覆劇の事情調査のために人を派遣した。調査報告の結果、同年12月に、クリーブランド大統領はハワイ臨時政府大統領のサンフォード・ドウル (Sanford Dole) に対して、王国政府の転覆は不法であり、ドウルは辞任し王国が復活すべきであると書き送った。ところがドウルは、リリウオカラニの復位を拒み、アメリカの申し入れを、ハワイという主権国家の内政に対する干渉であるととった。クリーブランド大統領の考えはハワイ王国の復活であったが、アメリカ議会では、これ以上ハワイの内政に口を挟むことを差し控えるべきだという意見が有力となり、ハワイの臨時政府をそのまま承認することとなった。1894年の7月4日、ハワイは共和国の設立を宣言し、ドウルが初代大統領に就任した。

そもそも、ハワイをアメリカに併合したいというのは、ハワイを支配する一部の白人権力者の希望であった。一方、一般ハワイアンやハワイ王国の王党派は、ハワイの一国としての主権を大事に考えていた。しかし、そのハワイの政治を白人権力者の率いる臨時政府が握るに至って、ハワイの次のステップはアメリカに併合してもらっただけになった。ここで留意したいのは、ハワイの王国政府の滅亡やアメリカへの併合に関して、一般ハワイアンの存在が全く無視されていたことである。ハワイにもとから住んでいた人々の意見が完全に無視され、ハワイに後からやってきた者たちの子孫がハワイ政治を我がもの顔に牛耳ったのであった。

クリーブランドが大統領職にあった1896年までは、アメリカ議会の協議事項からハワイ併合案は削除されていた。しかし、1897年にマッキンリーが大統領になると、ハワイ共和国は再び代表をワシントンに派遣し、併合条約の協議を求めた。マッキンリーは同年の6月にハワイ共和国との条約に署名した。だが、併合条約が発効するためには、議会の3分の2以上の承認が

必要だった。上院ではこの法案に対する十分な支持が得られておらず、条約はそのまま放置される様子であった。ところが、1898年5月1日、マニラ港においてスペイン戦艦をアメリカ軍が撃沈し、米西戦争が勃発した。アメリカはアジア方面でフィリピンを掌握する利点を見だし、そのためパールハーバーを持つハワイは、戦略上の重要地点でありフィリピンへの補給基地ということで、自らの領土とすることが、上下両院合同決議という形で、速やかに決議されたのである。⁽⁹⁾マッキンリーは7月7日、併合決議に署名し、ハワイでは8月12日に併合の式典が挙行されたのだった。ハワイアンにとってこの日は嘆くべき日となったのである。

3 土地奪取の歴史

——ハワイアンの手から欧米人の手へ

ジェイムス・クック来布以前のハワイアンは、大地からの収穫と漁によって暮らしていた。大地と自然はハワイアンの生計にとって不可欠のものであったので、当時のハワイアンは大地と自然と人との調和を何よりも大事にしていた。神々が自然現象を左右すると信じられ、海の神や火山の神など、多くの神々がハワイアンに信仰されていた。つまり、ハワイアンが独自の文化を保ち、独自の社会を持ち続けるには、大地と自然を彼らの自由に使用できねばならないのである。

クックが来布する以前、ハワイ社会は、王族と、神の子孫と考えられていたアライ(Alii)と呼ばれるハワイアンの首長、そして、一般のハワイアン平民(makaainana)との、おおざっぱに3つの階級に分かれていた。⁽¹⁰⁾ハワイアンの間では土地を私有するという概念はなく、土地は人々の共同使用地であった。土地は、各々が海岸部と丘陵部を含む、アフプアア(ahupua'a)と呼ばれる細長い区画に分割され、人々に使用された。各区画には、コノヒキ(konohiki)と呼ばれる監督者がおり、土地が全ての人々の需要を満たしているかどうか確認していた。アライや王族は、一般平民に自らの土地を耕作させ

ていた。前述したように、ハワイアンは貨幣経済を必要とせず、お互いに必要なものを交換し合うという物々交換に頼っていた。社会にはカプー(kapu)と呼ばれたルールがあり、西欧人がやってくる以前は、厳格なカプーシステムのもと、ハワイアンの社会は充足した社会だったのである。

19世紀に続々とハワイに到来した欧米人は、まず土地を「西欧的」な意味で所有することを望んだ。ハワイでは、王からの許可をもらって、土地を一時的に所有し家屋を建てたりすることはできたが、それは「西欧的な」所有ではなかったからである。ミッシヨナリーは、ハワイアン平民が土地を自らのものとして所有するようになれば、首長に対する地代のかわりの義務労働から解放され、自営農としての地位と自尊心を得られると考え、一般人へ土地の分与を求めていた。ハワイに滞在していた欧米の商人は、商品作物栽培に目を着け始めていたので、そのためにも、土地を私有することは不可欠であった。カメハメハ3世は、ミッシヨナリーや商人の圧力のもと、1845年に土地委員会(Board of Commissioners to Quiet Land Titles, or Land Commission)を組織した。

土地委員会は、ハワイの土地は3分の1ずつ、王、首長、一般平民に分割されるべきであると提案した。しかし、この案は実現されず、1848年1月カメハメハ3世は、グレイト・マヘレ(Great Mahele)という、土地分割法を發布した。これによって、王国の全ての土地が、王と首長の間だけで図1のように分割された。⁽¹¹⁾約2ヵ月後、カメハメハは、自分の土地を王室用地(Crown Lands)と政府用地(Government Lands)に2分した(図2参照)。これによって、王と首長たち、そして政府は土地所有者となった。が、一万人余りの一般ハワイアンの土地は、マヘレに明記されなかった。そこで、ハワイアンの権利を保護しはっきり定義するために、1850年にクレアナ・アクト(Kuleana Act)ができた。これにより、一般のハワイアンが土地を獲得するためには、土地委員会に申請し、自分がその土地を耕作していることを証明することが必要となった。手続きが複雑である上に、

図 1

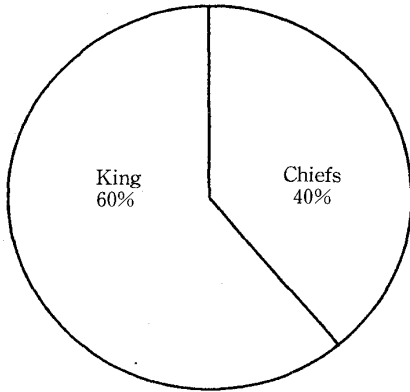


図 2

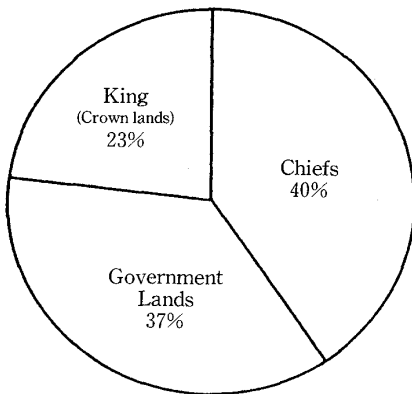
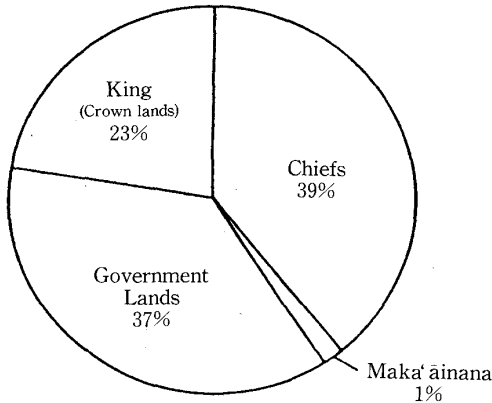


図 3



(出典、Menton&Tamura, pp112-3)

申請期間が極めて短かったため、この法は機能しなかった。申請締切までに、ハワイアンで土地申請をした人は少数であった。それにもかかわらず、一般人の土地申請の期限延長は許されなかった。この結果、土地分割は図3のようになったのである。

グレイト・マヘレとクレアナ・アクトが、結果的に、ハワイに住む多くの一般のハワイアンの土地の権利を奪うことになった。大地と海とによって生活を支えてきたハワイアンは、生活基盤を奪われ、大土地所有者のところで働かざるをえなくなったり、ハワイ社会の発展につれて、道路工事や港湾労働に従事する労働者になっていったのである。

ハワイアンは土地から追われていったが、逆に、ハワイ居住の外国人は、1850年、一般ハワイアンと同じように土地を無条件に所有し、売買する権利を与えられたのである。この結果、たとえ、土地を手に入れた数少ないハワイアンも、税が払えなかったり、法律によって土地を使用していないとみなされ、土地を奪われてしまったりした。もちろん、奪われた土地は、大プランテーションに吸収されてしまったのである。また、政府の土地も、プランテーションに貸与、もしくは売却されていった。こうして、いったん外国人居住者に土地所有が認められると、ハワイ王国の土地は、大プランテーション所有者の手に集中していったのである。1890年までには、ハワイ王国全土の4分の3が欧米人に所有されるにいたったという。ハワイの当時の人口は9万人弱であったが、土地を所有しているものは5000人にも満たなかった。⁽¹²⁾

1863年、他の土地と同様に売買の危機にさらされていた王室用地(Crown Lands)が、分割・売買の対象からはずされることが決まった。これで、王室用地は売買・譲渡されることはなく、代々、王位継承者に受け継がれていくことになる。だが、ハワイ王国政府が崩壊すると、この土地は売買可能となった。王室用地は臨時政府に引き継がれ、さらに、共和国政府の手に渡った。共和国政府は、王室用地と政府用地の残余分を統合し、公共用地(Public Land)としていたが、ハワイがアメリカに併合されると、この

2百万エーカーにもわたる土地が、アメリカ政府に譲られたのであった。アメリカ政府は軍事施設や公共施設のためにこの土地を使用し、残りにはハワイ準州の管理下におかれた。

1920年、アメリカ議会はこの譲与地 (Ceded Land)のうち、200,000エーカーをハワイアンのためのホームステッド (Homesteads)として使用することを承認した。このときの法をThe Hawaiian Homes Commission Act⁽¹³⁾といい、少なくとも2分の1以上ハワイアンの血を受け継いでいることを条件とし、1年1ドルという安価で99年間、土地を貸与されることになっていた。自作農場耕作者 (Homesteader)には連邦政府から援助が与えられることも規定されていた。だが、ホームステッドに割り当てられる土地からは、すでに砂糖プランテーションに使用されている土地と森林地帯が除外されていた。つまり、ハワイアンに安価で与えられる土地は、水の弁が悪いとか、岩で表面が覆われているなど、かなりの手を加えても農業適地にするには困難なところばかりであった。さらに、町からも離れているため、たとえ、商品作物を取獲しても、それを売りにいくのが難しかった。そのため、ホームステッドに応募し、自営農業を志したハワイアンも多かったが、そのうち成功したのはわずかだった。

1959年にハワイが州に昇格したとき、準州政府と連邦政府で持っていた譲与地 (Ceded Land)は、アメリカ連邦とハワイ州の管轄となった。ホームステッドでハワイアンに与えられた200,000エーカーの土地も、州政府の一機関の管轄下に入った。しかし、今日でも譲与地とホームステッド用の土地は多くの問題を抱えている。例えば、準州時代に、連邦政府が勝手にホームステッド用地のうち30,000エーカーを取り上げ、ハワイアンに一銭も支払わないままできたことなどである。州政府も時には同様の不正をハワイアンに対して行なってきた。ハワイアンが固有の文化を守るために大地と離れられないことに加えて、これまでハワイアンに対して行なわれてきた土地をめぐる不正こそ、ハワイアンが団結して立ち上がるひとつの大きな要因であるといえよう。

4 準州時代のハワイアン ——消えていったハワイアンの声

ハワイアンのアメリカに対する抵抗運動は、実は、リリウオカラニ女王政府が覆された時から起こっていた。幽閉されている女王の王権を復興しようと、反乱を企てた王党派がいたのである。しかし、彼らは臨時政府側によって逮捕されてしまった。

1900年に、併合したハワイの憲法として編纂された組織法 (Organic Act)が、アメリカ議会を通過し、施行された。つまり、この年からハワイは完全にアメリカの勢力下にはいったといえる。それから、1920年代までの間、ハワイアンの間には、草の根的な運動が見られた。⁽¹⁴⁾そのうち、“Nan I Ka Ili (Look to the Skin)”というスローガンのもと、アメリカのハワイ支配に反対し、ハワイアンの議員候補をたてるなど、積極的な運動を展開したのが、ホーム・ルール・パーティー (The Home Rule Party)であった。他に4つほどの政治集団が結成されたが、どれも、ハワイアンの非衛生的な居住状況の改善や、「大地へ帰れ (Back to the Land)」運動を支援していた。しかし、こういうハワイアンの運動は、1920年代半ば頃から次第に活力を失っていったのである。その背景には、いくつかの要因がある。

1904年頃から、ハワイ王室の後継者であったはずの、プリンス・クヒオ (Prince Kuhio)が、ハワイの政治経済を一手に握っていたビッグ・ファイブという5つの砂糖関連企業と手を結んで政治活動を始めた。ビッグ・ファイブの御用政党は共和党 (Republicans)であったが、クヒオは自らも共和党の議員としてハワイの政治に参加したのである。実は、組織法によって、ハワイ準州内の選挙権は一般ハワイアンに拡大された。1922年までは、ハワイアンが投票者の過半数をしめていたし、1938年までは最大投票者グループであった。⁽¹⁵⁾そのため、ビッグ・ファイブは、ハワイの準州議会を支配し合衆国への代表議員選を勝ち取るためにも、ハワイアンの

票が必要であった。一方、ハワイアン側も、王国が崩壊したいま、ビッグ・ファイブの政治経済支配に対抗できるはずはない。なにしろ、ビッグ・ファイブは、一個人がいくつもの関連会社の理事職を占めたり、互いの後継者が結婚することでますます強大になり、ハワイ経済の全体を掌握していたのである。ハワイアンの政治家は、ビッグ・ファイブと提携することでハワイ議会内の重職を獲得し、政策決定に影響を与えようと考えたのである。このハワイアン側の協力に対して、共和党も政治的な形で報いた。プランテーションや牧場の要職はハワイアンに与えられた。政府部内のポストもハワイアンに与えられた。McGregor-Alegadoによれば、1927年、ハワイアンは、任命制の重役職の46パーセント、準州の事務職、役人職の55パーセント、判事職の半数以上をしめていたという。1935年まで、ハワイアンは人口の15パーセントしかいなかったのに、公務員職の3分の1を占めていたともいっている。⁽¹⁶⁾だが、ハワイアンの中には、二極分化が起こっていた。つまり、共和党の恩恵にひたって収入を得られた一部のハワイアンと、土地から追い出されて都市のスラムで暮らしていた不運なハワイアンとである。

クヒオは、一般ハワイアンのことを全く忘れて白人支配の共和党のために働いたわけではない。前述のHawaiian Homes Commission Actをアメリカ議会で通過させたのは、実は、クヒオの働きによるものだったのである。⁽¹⁷⁾ハワイアンは土地を手に入れることで、ハワイアンらしく生活できると考えたのは、クヒオばかりではなく、1900年以降の「大地へ帰れ」運動の同調者たちは、皆そうであった。クヒオの尽力によるホームステッドの獲得は、ハワイアンのひとつの夢の実現であった。多くのハワイアンがこれに満足し、ハワイアンの政治運動は急激に下火になった。1930年から1950年代中頃まで、ハワイアン問題を中心とする政治運動はほとんど見られなくなるのである。⁽¹⁸⁾

アメリカの領土となってから、ハワイではアメリカナイゼーションの風が吹き荒れた。この影響で、ハワイアンは自らの言語の使用を禁止され、子供にさえもハワイアンの名前ではなく

英語の名前を付けるように強要された。⁽¹⁹⁾アメリカナイゼーションは、特に学校教育での、英語のみによるWASPの価値観に基づく授業を通じて行なわれていった。そこでハワイアンは、自分の文化がアメリカの文化より劣ること、ハワイアンであることは恥じるべきことという考えを持つようになっていったのである。1920年代から40年代に成長したハワイアンは、劣等感が体にしみ込んでいるのである。学校や教会で、ハワイアンに保護を与えてくれる共和党やビッグ・ファイブに感謝せよと教えられた彼らは、ハワイ準州の白人権力者への抵抗心を失ってしまったといえるであろう。こうして、ハワイアンの自立心、自尊心はそがれ、彼らはますます政治運動から疎遠になったのである。ハワイアンが再び立ち上がるのは、ハワイ立州（1959年）前後の状況変化と大きく関わることになる。

5 70年代のハワイアン ——運動の活発化⁽²¹⁾

アメリカの準州時代、ハワイアンは政治的「声」を失っていた。その間多数のハワイアンは、決して平均並みの安定した暮らしをしていたわけではない。アメリカナイゼーションの中で、ハワイアンがアメリカ文化に不適應であることがはっきりしただけであった。貧困線（Poverty line）ぎりぎりかそれ以下のところにいと判断されるハワイアンは、ハワイ全体の平均より多かつたし、50年代の共和党から民主党への権力移行後、ハワイアンは、専門職、技術職、管理職につく割合も、ハワイ平均より落ち込んだ。教育のレベルも平均より低かつた。彼らハワイアンを、アメリカ的価値観の社会に同化させようという努力は、どうも実を結んで来なかつたようであった。ハワイアンの心の中に、アメリカに不適應なハワイアンが、本当に自分らしく暮らしていくには、自分の文化に基づく生活に必要な、大地と自然の中に帰ることがまず大切だという思いが、改めて芽生え始めたのだった。

ハワイアンが、自らの意見を主張するように

なったのには、いくつかの背景がある。まず1940年以降、日系人リーダーが頭角を現し、港湾労働者たちが組合活動を進め、民主党を強化させていった。1954年には共和党は民社党に大敗し、ハワイの政治は民主党の掌中に入ったのである。それに伴い、それまでハワイアン政治家が握っていた職に日系政治家がとってかわり、政府役人も日系人がしめるようになった。共和党に協力することでハワイアンが得ていた利益が失われたのである。それと同時に、政治活動に走ると自分の職や地位を失うかもしれないという足枷がはずれ、ハワイアンは自らの思いを地域的な活動に向け始めたのである。

また、アメリカ本土を舞台にくりひろげられた公民権運動と、それに伴う各エスニック・グループの反人種主義的運動やアイデンティティを確認しようという運動が、ハワイアンを刺激した。さらに、公民権運動はハワイの他のエスニック・グループをも刺激し、その結果、マイノリティに平等の権利をあたえようというプログラムが、教育機関や公的組織ですすめられるようになった。その恩恵を受けて、ハワイアンの中にもよりよい職に着くための訓練や、大学、専門学校への進学機会が与えられ、政治的リーダーになるための素地を得るハワイアンも増えていった。

また、ハワイアンの活動には次のような背景もあった。1959年の立州後、ハワイは未曾有の経済的発展をとげた。ハワイは観光業の黄金時代を迎え、大規模なホテルやリゾート、ゴルフ場の建設ラッシュとなった。もともと、都市部から離れた農村部の賃貸料の安い部屋を借りて住み、近くの海に漁に出てとった魚や、自家栽培の農作物で少ない収入を補ってきたハワイアン一家は、リゾート建設のためそこを追い出されると行き場がなく、生活形態の急激な変化に苦しまざるをえず、福祉の世話になることになった。従来ハワイ経済の花形であった、パイナップルや砂糖の産業に従事していた者も、その衰退によって仕事を追われることになった。

観光地ハワイの開発は、ハワイに住む人々の雇用を増大させたが、一方、住居費の上昇、生活費の増大と、ハワイを住みにくい場所にする

結果も伴った。豊かな緑は切り崩され、高級リゾートやコンドミニウムに姿を変えた。特にハワイアンは、このような無造作な開発の直接的影響を受けることが多かった。1920年以来、Home Lands Commissionでハワイアンに割り当てられた土地には、ハワイアンが集中していた。そこで彼らは、昔ながらの生活様式を代々受け継ぎながら、タロ芋栽培や漁をして生計をたてていた。その近郊に、ホテル会社の新リゾート建設計画が次々と建てられたのである。リゾートの完成は、ハワイアンに必要な美しい海と大地の破壊を意味していた。自らの暮らす環境を守るためにハワイアンは立ち上がったのである。⁽²²⁾

70年代に、ハワイアンのアイデンティティ運動が花開き、様々な形で草の根的な地域運動が起こっていった。

ほとんどの運動が土地に関係しているのだが、あえてハワイアンの草の根運動を分類するなら、環境保全をめざすもの、ハワイアンの文化の活性化をめざすもの、ハワイアンの失った土地や主権を回復し、待遇を改善しようという政治的目的をめざすものの3つが考えられる。⁽²³⁾特に、乱開発を阻止し、立ち退きを拒否するタイプの運動では、ハワイアンばかりでなく、そこに住むフィリピンなどの他のエスニック・グループも共に参加することがあった。

1972年に設立されたファイ・マラマ・アイナ・オ・コオラウ (Hui Malama Aina o Koolau) は、カハルウ (Kahaluu) 地帯の農民や漁師が協力して、乱開発から水と土地を守ろうとしたものだった。この運動は、始めはこの地域の少数の人々の運動であったが、オアフ島のカネオヘ (Kaneohe) からカフク (Kahuku) までの広い地域での支持を得、公聴会ではコミュニティからの圧力を十分に開発側に与えた。これは、大事な自然を、思慮のない開発から守ろうという環境保全のひとつといえよう。1976年のP.K.O. (Protect Kahoolawe Ohana) は、カホオラヴェ島で第二次大戦以来続いているアメリカ海軍の射撃訓練をやめさせようという運動である。支持者は、アロハ・アイナ (Aloha Aina)、つまり、大地とその資源に対する尊敬、配慮、保

護の精神を訴えた。この運動は、ハワイ州全体に支持者を広げ、各島の運動家の間にネットワークを生んだ。そして、この運動の成果として、カホオラヴェ島の一部はハワイアンに返還されることになったのである。

ハワイアの文化保全を勧めようという運動には、1974年のハワイ島、クカイリモク岬での若いハワイアの運動があった。彼らは、ハワイアの漁法技術を守るため、漁村をつくり、みずからその技術を学び、若者への技術伝達を試みたのである。彼らが選んだ場所は、ヒルトンの所有地に隣接しており、会社側と政府からの度々の立ち退き勧告があったが、彼らは居座ったのだ。この運動には、自然保護と文化伝達の2つの目的があったともいえる。

ハワイアの土地や権利のために立ち上がった運動には数多くあった。一例として、1972年に結成されたALOHA (Aboriginal Lands of Hawaiian Ancestry) の運動があげられる。アメリカ本土やアラスカのネイティブ・アメリカンがアメリカ合衆国から賠償金支払を勝ち取ったことが、まずこの運動が生れる背景にあった。さらに、リリウオカラニ女王が書いた『ハワイ物語 (Hawaii's Story)』に見られる、アメリカによるハワイ国家の不当な接収に関する記述が運動の基礎にあった。1974年ALOHAは、ハワイアンへの賠償金支払要求をアメリカ議会に提出した。これは、王国の転覆とアメリカによる併合によってハワイアンにもたらされた土地、資源、権利、収入の喪失に対する補償として、現金の支払いを求めるものであった。これに関する公聴会は開かれたが、結局、何の補償もまだ得られていない。

以上のように、ハワイアの草の根運動はいろいろあり、たくさんの政治組織が誕生したが、全体的にみて70年代の運動では、問題のあるところに組織が単発的に生まれ、広がるという傾向があった。特に立ち退きの危険が迫ると、ハワイアンは大地と自然に結びついた自分の生活を守るため、ハワイアンのための自然を開発から保護するため、立ち上がったのである。その中で、ハワイアの文化を伝承するには土地が不可欠であり、土地を守るこそ民族自決に

つながると確信するようになっていった。初期の単発的な運動が、ハワイアの持つべき権利の主張へと結晶し、1978年、ハワイアン運動は新しい局面を迎えた。州憲法会議で、州憲法修正中に、ハワイアン問題条項として、次の5点を含む法が採択されたのである。

- 1 Hawaiian Homes Lands Commission の改正
- 2 生計をたてるため、文化的、宗教的目的のため、ネイティブハワイアンが海、山、資源を利用する伝統的権利の確認
- 3 5エーカー未満の場合を除いて、無権限占有 (Adverse Possession)⁽²⁴⁾を禁止するよう無権限占有法を改正
- 4 ハワイアの文化、言語、歴史の研究を州が促進し、学校内にハワイ研究 (Hawaiian Studies) の科目をおき、その指導を、コミュニティの識者に依頼
- 5 ハワイアン問題事務局 (Office of Hawaiian Affairs, OHA) を設立し、連邦、州、私的財団からネイティブ・ハワイアン用に与えられている資金、土地、資源を管理するため、ハワイアンから評議員を選出

特に、第5点で示されたOHAの設立は、80年代を迎えるハワイアンに期待をもって受け取られた。十年たったハワイアの政治運動は、80年代、どのように変わっていったのだろうか。ハワイアの生活は改善されていったのだろうか。

6 80年代のハワイアン ——「主権」をめざして

ハワイアの待遇改善を目標に開始したOHAは、80年に州法によって、公有信託地 (Public Land Trust Funds) からの20パーセントを運営費として与えられ、この年から運営を始めた。OHAの資金は、上記のものに加え、州議会からの付与される歳出予算も含まれ、また、もし連邦から補償金が州に支払われた場合には、OHA管理の信託にまかされることになっていた。OHAが独自で、その他の財団や連邦政府、会社などから寄付を募ることも考えられて

いた。

だが、ここでOHAについて確認したいことは、この組織がハワイアン利益のために特別に設立された、ハワイ州に属する組織であるということである。70年代に盛り上がった草の根的なハワイアンの運動は、どちらかといえば、反体制的な傾向が強かったが、このOHAは、ハワイ州の一機関であるので、その運動も限られるのではないかという危惧が、OHA設立当時から、ハワイアン間でささやかれたこともつけ加えておく。⁽²⁵⁾

80年代に入ってハワイアンはますます、乱開発と土地投機の犠牲となっていった。地価も家賃も70年代に引き続いてどんどん上昇した。ハワイアンは家賃が払えなくなり、行くあてもなく車の中やビーチで暮らすホームレスとなっていったのである。特に「ビーチピープル」の増加は、この2、3年で目をみはるものがある。⁽²⁶⁾ 彼らは、州政府からの生活保護を受けて、家のない生活を余儀なくされているのである。一方、ビーチピープルの海岸地帯での存在が、観光業に生きるハワイのイメージダウンにつながるとして、州当局は彼らの強制立ち退きを敢行した。この一部始終をニュースで見っていたハワイアンが、同胞に対する州の取り扱いに激怒し、ハワイアンの新たな組織化につながったという。⁽²⁷⁾

80年代になっても、開発に反対する運動は続けられた。カウアイ島ヌコリイ (Nukolii)、マウイ島のマケナ (Makena)、オアフ島のウエストビーチ (West Beach) では、いずれも、何千人もの観光客が大挙して押し寄せることによって、そこに住む人々の伝統的な生活様式が破壊されるかもしれないような、豪華なリゾートや家屋の開発に対して、地元民がデモを起こしたのである。また、キラウエア火山に地熱発電用井戸を掘るのは、火山の女神ペレ (Pele) への冒瀆であるとして、これに反対した。さらに、ハワイ島のサウス・ポイント (South Point) では、宇宙船基地の建設のためにハワイアンのホームステッド地を使用する計画がたてられ、これに反対して運動を起こしたハワイアンもいた。マウイ島では、ホテル建設のためのハワイアンの墓地移動の計画に抗議が起こった。

このような反対運動に加えて、新たにハワイアンの主権 (sovereignty) を考えるグループが生まれた。80年代になると、70年代に様々な活動をしてきたハワイアンのリーダーが、ハワイアンの行くべき道のヴィジョンを示しはじめた。その多くが、アメリカへの併合と土地奪取によって失われたハワイアンの主権を回復することを、はっきりとした目標にかかげたのである。

そのひとつ、ハワイアンの弁護士ミリラニ・トラスク (Mililani Trask) の呼び掛けによって開かれたハワイ国憲法会議によって、1987年に設立が宣言されたカ・ラファイ・ハワイ (Ka Lahui Hawaii)⁽²⁸⁾の存在が目立つ。カ・ラファイ・ハワイはOHAとは別の独立機関で、ハワイアの独立国をハワイに建設し、それを合衆国に認めさせることで、ハワイアンの主権回復を達成しようとしているのである。カ・ラファイ・ハワイ以外にも、ナ・オイヴィ・オ・ハワイ (Na OIwi O Hawaii) のように、王国の回復を目指して「ナショナリズムと独立に関するフォーラム ("Hookuokoa 1985")」を主催したグループもある。さらに、既存のグループとは少々距離をおきながらも、ハワイアン個人として、講演や著述、デモ参加を通して、ハワイアン主権回復のために活動する人々が数えきれないほど出てきている。

OHAは、すでに開始以来10年の節目を迎え、ハワイにおいてその存在はかなり知られるようになってきている。地道な活動を続けているOHAは教育等の点で、成果をあげている。またハワイアンの享受すべき権利が妨げられたときは、あえて法的手段をとってもそれを守ろうとしてきた。一例としては、その財源として州に認められた譲与地 (Ceded Land) からの20パーセントの収入が、完全に得られていないことを取り上げ、OHAは裁判にかけたのである。譲与地には空港やアロハタワーが立っているのに、そこからの収入がOHAに来ていないのである。1985年、OHAは連邦政府を相手取り訴訟を起こし、州最高裁では、これは裁判所で決定すべきではなく、議会で解決すべきであるとした。1987年、連邦最高裁でも、議会こそがこの件を解決する場であると述べ、責任を議会に転嫁した。この

問題はまだ未解決である。

たしかに、OHAの設立はハワイアの地位向上に役立ってきているが、ハワイアの主権回復を目指すグループから見ると、OHAは州政府の一部にすぎない。本章初めで述べたように、OHAの開始当初から、それに対する批判はあった。この批判をはっきりと述べた記事が、なんとOHAの機関誌であるカ・ワイ・オラ・オ・オハ (Ka Wai Ola O Oha) にのっている。自らへの批判を、無視するのではなく、その存在を認め、批判の内容に関心を持っていることが伺える。この批判の主は、カ・ラファイ・ハワイのトラスクである。トラスクは、OHAの設立の際に協力を請われ、それを断っている。最初から、「トラスクは、OHAが一種のインディアン問題事務局 (Bureau of Indian Affairs, BIA) になるだろうと信じていた。トラスクは言う。『私はそのような機関のために働くことはできない。それというのも、私は本土のネイティブアメリカンとともに活動した経験から、BIAが決してネイティブに対して持つべき責任に忠実だったことが無いことを知っているから』だ。」⁽²⁹⁾

80年代半ばをすぎると、OHAも初期と比べてその視野を広げ、ハワイアの主権に関心を持ち、自主政府の設立も考えはじめている。1989年には、OHAが「ハワイアの権利のための青写真 (Blueprint for Native Hawaiian Entitlement)」を作成した。この青写真は、ハワイアンのための権利要求がなまぬるいとして、多くのハワイアンから批判された。トラスクは、OHAの考えている「主権」そのものを、痛烈に批判する。「OHAも今は、ハワイアの主権の事を考えているようだが、OHAの勧めていることは、州の保護のもとにあるものです。保護のもとに主権は考えられません。⁽³⁰⁾」OHAとカ・ラファイ・ハワイの間では、ハワイアの「主権」のとらえ方が根本的に異なるようである。それでは、ハワイアの考えている主権回復にはどんな形があるのであろうか。Dudley & Agardは、『ハワイアの主権への呼び掛け (A Call For Hawaiian Sovereignty)』という著書のなかで、大きく分けて次の3つのモデルを提示している。⁽³¹⁾

まず、第一は「国の中の国 (nation within a nation)」である。これは、本土のネイティブをモデルとしたもので、アメリカ合衆国の中に位置しながらも、ひとつの主権国家として独立し、アメリカ合衆国政府とは一国対一国の関係を持つというものである。もちろん、アメリカの領土内に位置するのであるからアメリカの政治システムのもとにあるわけだが、彼らは独自の政府、警察、法律等を自らの領地内で行使することが認められる。このような「国の中の国」として主権国家となっているネイティブ・アメリカンの種族も存在している。

第二は、「国の中の国」としての主権を拡大するもので、まず合衆国から、領土内に存在する主権国家として承認されてから、国際関係における権限を得ようとするものである。合衆国とは別の一国としての国連への参加、太平洋に位置する他のポリネシアン民族国家との直接的国交関係を結ぶ権利などを目標とする。合衆国からの承認には、ハワイ国家の国土となるための土地を返還してもらうことも含まれる。

第三は、ハワイアン国家の完全復興である。これは、アメリカ合衆国からの完全なる分離独立を意味する。このモデルの主唱者の根拠は、ハワイ王国は合衆国の違法な行動によって崩壊させられたのであるから、合衆国こそ、その歴史における過ちを、ハワイからの撤退とハワイアンへの返還によって、正すべきだということである。ハワイの完全独立をめざす者は、ハワイがアメリカの支配下にある間に経験した変化を全く無視するわけではない。たとえ、エスニック背景が違って、ハワイで生まれ、ハワイの独立を支持するのなら、その独立国にはハワイアン以外も参加できることを言明している。

たしかに、上記以外の考え方をするハワイアンもおり、主権回復を目指すにしても、どのようなタイプの「主権国家」にするか決めかねているのが、ハワイアの現状である。主権を声高に叫んでいるのは、主に、教育のある、専門職についているハワイアン・リーダーである。彼らは、種々のメディアを使って、この新しい考え方を多くのハワイアンやハワイに住む人々に伝えようと努めている。80年代は、ハワイア

ンにとって、強力な組織づくりと行動の十年であったのは間違いない。しかしいまだに、ハワイアン全体をひとつにまとめるような本当に強力な組織は現われず、多くの知識者が「主権回復」を叫びながらも、それが机上の空論に終わる可能性も高い。

7 おわりに

ハワイアンの立場から、外国勢力によって覆されたハワイ王国とその後の人々の歴史を見つめるとき、たしかに、ハワイアンの言い分にも一理あると思わざるをえない。ハワイアンというエスニック・アイデンティティに目覚め、自らの歴史を自らの立場から見直したとき、大国アメリカによってなされた不正がはっきりした。その認識に基づき、ハワイアンが自分の文化を守っていくためには、大地と自然に帰ることだと考えた。さらに、ハワイアンは、失ってしまったナショナリティを取り返すべきだと考えを進めた。それが、今の主権回復運動になったのである。

現行のアメリカの一州という体制の中では、貧しく、教育も低く、限られた職にしかつけないハワイアンが多くいる。彼らに自分の文化の中で自由に暮らさせれば、彼らはもっと幸福を感じるであろう。西欧的価値観でハワイアンの文化をはかり、「劣等な」文化に生きるより、アメリカの「高い」文化に引き込むほうがハワイアンのためだと考えるのは、アメリカ人の思い込みにすぎないのであろう。しかし、ハワイ王国が転覆してからもう100年近くたってしまった。いかにハワイアンが抵抗してきても、アメリカ文化の影響は拭いがたい。ハワイは王国の時代から、移民労働者を積極的に受け入れたため、現在のハワイは、ハワイアンも白人も数のうえではマイノリティなのである。今のハワイ人口をエスニック別に見ると、1986年現在、ハワイアン20.7パーセント、日系23.0パーセント、白人23.4パーセント、フィリピン11.3パーセント、中国系4.8パーセント、コリアン1.3パーセント、黒人2.3パーセント、その他13.3パーセントである。⁽³²⁾ハワイは、多民族国家アメリカの

中でも有数の多民族社会 (Multi-ethnic society) といえよう。このハワイの状況をふまえて、ハワイアンも主権運動を進めるべきではないのだろうか。ハワイアンは、ハワイという地の最初の居住者としての権利を掲げ、要求を続けている。確かに、自らの意志でハワイに移住してきた人々と、ハワイにもとから住んでいてアメリカ人にされてしまったハワイアンとは、立場は違う。しかし、ハワイには多くのエスニックグループが何世代もくらししており、その人々にとってもハワイは「ホーム」なのである。彼らの理解と協力がなければ、ハワイアンの主権回復は無理なのではないか。「他のエスニック・グループと共通する問題においては共に努力すべきだ⁽³³⁾」と、1980年に McGregar-Alegado は書いていたが、運動がもっとハワイアン本位に進んでいる今、この言葉はあらためて省みるべき提言であろう。

ところで、ハワイアンや他のマイノリティのエスニック・アイデンティティを覚醒させた、エスニシティ謳歌の時代は、実は曲角に来ているようだ。タイム誌の1991年7月8日号で、歴史学者のアーサー・シュレジンガー (Arthur Schlesinger, Jr.) は⁽³⁴⁾、エスニシティの礼賛がアメリカでは行きすぎの傾向にあり、「同化と統合というアメリカの歴史的目標を拒絶している」という。多文化主義 (Multi-culturalism) は「教育システムを、ひとつの国民をつくる方法から、別々のエスニックの起源やアイデンティティを促進し、謳歌し、定着させる方法へ変えよう」としてきたという。シュレジンガーは、エスニシティの強調が分離傾向を生み、緊張を助長し、敵意を激化すると考える。そして、アメリカが多民族社会の分裂傾向を免れてきたのは、アメリカが全く新しい「ナショナル・アイデンティティ」を作ったからだとする。アメリカの人々がますますエスニック的に多様化するにつれて、統一するための理想や共通の「文化」の模索が肝要になってきているというのだ。

シュレジンガーの「ひとつのアメリカ文化」をつくろうという考えは、ハワイアンや他の移民グループを苦しめたアメリカナイゼーション運動の再現にはならないのだろうか。今世紀半

ばまでのアメリカナイゼーションの時代を、「同化」をめぐる振り子の振りきれた状態と考えれば、エスニック・リバイバルは振り子が反対側に振りきれたときだったのかもしれない。これから、振り子は再び逆方向へ振れてゆくのだろうか。それとも、各エスニック・グループの存在をあくまでも認めながら、新たなエスニック・グループの協調関係を模索するという、新しい方向へ向かうのだろうか。

さて、ハワイアン主権回復運動家は、なるべく多くの人々に自らの意見を聞いてもらい運動を広げて、できることなら王国転覆の100周年にあたる1993年1月17日を目標⁽³⁵⁾に、「主権」回復を望んでいるという。「民主化」の流れの中で、合衆国の中の「主権国ハワイ」が実現するのであろうか。ハワイアンの団結心を鼓舞する、ニュー・ハワイアン・ソングの一節に耳を傾け、今一度、エスニシティとは何なのか、国とは何なのか、考えてみたい。

Song of Sovereignty⁽³⁶⁾

Captured by the guns from the “Land of the Free”

Country within a country in the middle of the sea

We are poor in spirit, poor in health

Pushed aside by greed and wealth

Time to sing a song of sovereignty

Children of the fire-clans

Taro growers, fishermen

Lift your voices all together

Make your stand

Control your destiny

Live out your fantasy

Hawaiian bloods, set yourself free

Sing a song of sovereignty

〔註〕

- (1) ハワイ社会の身分階級については、3章で説明する。
- (2) 当時のハワイの王族や首長は、ニューイングランドの衣装、ビリヤードテーブル、馬車、帆船などを珍重した。
- (3) 首長が一般ハワイアンに白檀伐採の仕事を強要したため、彼らは自給地で働けず、作物が作れなかった。そのため食料不足が生じ、栄養失調による体力低下で病気にかかり死亡者が増えた。また、白人のもたらした伝染病は致命的であり、多数のハワイアンがこれで亡くなったという。
- (4) ハワイ以外の太平洋の島々も、イギリスとアメリカの捕鯨業者のための寄港地として発展していた。Society Island (Tahiti)、The Marquesas Islands、New Zealand等がそれである。アメリカ商人はハワイを主要寄港地としていたが、イギリス商人はニュージーランドを中心に活躍していた。
- (5) ペンシルバニア州で油田が発見され、鯨油は石油に取って代られた。そのため捕鯨業は1860年頃までに衰退していった。
- (6) ハワイアンの人口減少で慢性的な労働力不足に悩まされた王国は、他国からの移民招聘をはじめた。この後、多くの国々からの移民労働者が砂糖プランテーションに到着し、ハワイは多民族社会への道を歩みはじめたのである。
- (7) 親米的な白人の政治家や商人が、併合クラブ (Annexation Club) を組織し、秘密裏に活動していた。これを母体としてできたのが安全委員会であった。
- (8) アメリカ軍隊のハワイへの上陸に関して、ステイプンスが用意した対外向けの口実は、to protect American life and propertyであった。が、実は、ハワイ在住のアメリカ国籍の人々の誰一人として生命の危険にさらされている様子はなかったのである。
- (9) 齊藤眞著『アメリカ現代史』68頁参照。
- (10) この他に、神々のための儀式を司るカフナ・ヌイ (kahuna nui) という神官、また土地を監督するコノヒキ (Konohiki) は平民であるマカアイナナよりも高い身分であった。アリのなかでもアリイ・ヌイ (Alii nui) は最高位のアリイとして尊敬された。女性のアリイは決してめずらしくはなかった。
- (11) アリイとともにコノヒキも土地を分与された。
- (12) Menton & Tamura, *A History of Hawaii*. p.119.
- (13) 1921年に、The Hawaiian Homes Commission Actは議会を通過した。
- (14) 1900年から1920年までのハワイアン運動の詳細は、Fuchs、McGregor-Alegadoを参照。
- (15) McGregor-Alegado, "Hawaiians: Organizing in the 1970s." p.31.
- (16) *ibid.*, p.32.
- (17) 1900年の組織法のもとでは、会社は1,000エーカー以上の土地を所有できず、5年間しか土地を賃貸(リース)できなかった。ビッグ・ファイブは、この土地所有規制の削除をクヒオが支持することを交換条件に、クヒオのホームステッド案を支持すると提案。クヒオはそれを承諾し、ホームステッドの方も、所有規制の方もうまく議会を通過したのであった。
- (18) 共和党との提携のおかげで職を得ていたハワイアンにとっては、反権力運動をすることは、自らの失業、または親戚の失業の危険があったので、政治運動から離反するようになった。これもハワイアンの政治運動が下火になった一要因であろう。
- (19) アメリカナイゼーションは、ハワイアンばかりでなくアングロ・サクソン以外のエスニック・グループが皆経験した。どの民族の子供も、英語を学ばねばならなかったのである。多種多様な移民がハワイにやってきていたので、彼らにアメリカ人としての意識を植え付けようと、ハワイの体制側は熱心に教育をしたのである。
- (20) 多くのハワイアンは、怠け者で、馬鹿で、つまらない人間であるといわれ続け、アメリカ的になることが最良の道と教えられた。ハワイアンは他の移民集団と比べて、アメリカナイゼーションが遅く、学校からの退学率が高く、所得が低く、福祉の世話になることが多かったが、その全ての原因はハワイアンが怠け者だからだという説明がされ、ステレオタイプ化した。そのステレオタイプをハワイアン自身も信じさせられていったのである。(Dudley & Agard, *A Call for Hawaiian Sovereignty*. p.73)
- (21) 5章に登場する運動、組織はMcGregor-Alegado、Dudley & Agardの論文をを主に参照したものである。
- (22) このころになると、従来リゾート開発の際には避けられていた、ハワイアの聖地ヘイアウ (heiau) や、養魚池、墓地までもが、ブルドーザーで破壊される危険にさらされ、より多くのハワイアンの運動参加につながった。
- (23) 法的手段に訴えて、アメリカ国家から賠償金をとろうという運動や、小土地所有者を開発側や大土地所有者の横暴から守るための訴訟援助をする運動もここに含む。
- (24) Adverse Possession means a process in which land that was left unused could be absorbed by

- others into their plantations or pasturelands. After 10 years, the user could claim the land. (Menton & Tamura, *op. cit.*, p.116.)
- (25) McGregor-Alegado, *op. cit.*, p.50.
- (26) ビーチ・ピーブルの多くをハワイアンがしめるいわれる。1990年のSMS Research & Marketing Servicesによる統計では、ホームレスの総数は約2万人でありその生活場所は、車(26%)、ビーチ(23%)、公園(18%)、収容施設(9%)、街路(5%)となっている。なお、この統計は、「MARCOPOLO」(1991)に引用されたもの。
- (27) Dudley & Agard, *op. cit.*, p.115.
- (28) カ・ラファイ・ハワイはThe Hawaiian Nationの意味である。
- (29) Ka Wai Ola o Oha, (Kepakemapa-September, 1991). p.14.
- (30) *ibid.*
- (31) Dudley & Agard, *op. cit.*, pp.129-140.
- (32) Nordyke, *The Peopling of Hawaii*. Table 3-3 (pp.178-181).
なお、ハワイアンには、Pure Hawaiian とPart-Hawaiian両方が含まれている。
- (33) McGregor-Alegado, *op. cit.*, p.51.
- (34) Shlesinger, "The Cult of Ethnicity, Good and Bad."
- (35) Dudley & Agard, *op. cit.*, p.142.
- (36) *Song of Sovereignty*. Words & music by Leo Anderson Akana. Sung by The Peter Moon Band.
- AMERASIA. 7:2 (1980), 57-73.
- Kent, Noel J. 1983. *Hawaii: Islands Under the Influence*. Monthly Review Press. New York and London.
- Liliuokalani. 1898. *Hawaii's Story by Hawaii's Queen*. Charles E. Tuttle Company. (First Edition 1898 by Lothrop, Lee and Shepard Co., Boston. First Tuttle Edition, 1964.) Rutland, Vermont and Tokyo, Japan.
- Mackenzie, Melody Kapilialoha, ed. 1991. *Native Hawaiian Rights Handbook*. Published by Native Hawaiian Legal Corporation, Honolulu, Hawaii, and Office of Hawaiian Affairs, Honolulu, Hawaii.
- McGregor-Alegado, Davianna. 1980. "Hawaiians: Organizing in the 1970s." AMERASIA. 7:2 (1980), 29-55.
- Menton, Linda and Eileen Tamura. 1989. *A History of Hawaii*. Curriculam Research & Development Group, College of Education, University of Hawaii, Honolulu.
- Nordyke, Eleanor C. 1989. *The Peopling of Hawaii*. 2nd Ed. University of Hawaii Press, Honolulu.
- OHA. *General Information*. Booklet published by the OHA.
- Schlesinger Jr., Arthur. 1991. "The Cult of Ethnicity, Good and Bad." TIME, July 6, 1991. p. 14

参 考 文 献

- Chinen, Jon J. 1958. *The Great Mahele: Hawaii's Land Division of 1848*. The University Press of Hawaii.
- . 1961. *Original Land Titles in Hawaii*. Publishers unknown.
- Dudley, Michael Kioni and Keoni Kealoha Agard. 1990. *A Call For Hawaiian Sovereignty*. Na Kane O Ka Malo Press. Honolulu, Hawaii.
- Fuchs, Lawrence H. 1961. *Hawaii Pono: A Social History*. A Harvest/HBJ Book, Harcourt Brace Jovanovich, Publishers. San Diego, New York, London.
- Ka Wai ola o Oha*. 1991. "Ka Lahui Hawaii challenges OHA in quest for Hawaiian sovereignty." (Ka Wai ola o Oha. Kepakemapa-September, 1991, p.14)
- Kelly, Marion. 1980. "Land Tenure in Hawaii."
- 斉藤 眞 1976. 『アメリカ現代史』 世界現代史 32. 山川出版社. 東京.
- 高橋 秀実 1991. 「ジャパニーズが土地を奪っていく：ハワイで急増するビーチピーブル」(MARCOPOLO創刊号) 文芸春秋.
- 松井やより 1991. 「ひと(ハワイ先住民にとっての真珠湾50年を訴える) プアナニ・バージェスさん」(朝日新聞朝刊 1991年11月3日)